

平成24年(ワ)第3671号外 大飯原子力発電所運転差止等請求事件

原告 竹本 修三 外

被告 国 外1名

原告第94準備書面

－避難困難性の敷衍（障がい者の避難困難性について）－

2022年（令和4年）8月30日

京都地方裁判所 第6民事部合議はB係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 出口 治 男

同 渡 辺 輝 人

外

原告第6準備書面において、避難困難性について述べたが、本準備書面では、京丹後市地域防災計画原子力災害対策編の問題点及びの避難困難性について述べる。

第1. 原告濱中博について

原告濱中博は、「原発ゼロを目指す宮津・与謝ネットワーク」の事務局長をしており、京丹後市大宮町の障害児者多機能型生活支援センター「ろむ」に勤務している。

第2. 障害児者多機能型生活支援センター「ろむ」のについて

1 「ろむ」の事業概要

「ろむ」は、「生活介護事業」と「自立訓練事業」「日中一時支援事業」の3事業を行っている。

通所している障害児者（以下では、「仲間」という。）の人数は約50名である。支援員は約20名で別に送迎のスタッフが10名程いる。「ろむ」は、日中の事業所であり、それぞれの仲間の家に送迎スタッフと支援者が、車で迎えに行き、日中活動を送っている。

多機能型生活支援センターのため、仲間の年齢は、児童から青年、成人、高齢の方など大きく違っている。また、発達年齢も、数ヶ月前後から7・8歳ととても広い。その上、生活面でも食事や排泄・入浴・移動等も全介助の仲間から、一定自立している仲間までいる。障がい実態も重度重複障害ではぼ寝たきりの仲間、高度強度障がいではジッとしていられずに多動で動き回っている仲間、自閉性障害で拘りが強く奇声を発したり、自傷や他傷がある仲間等と多岐にわたっている。

2 生活介護事業について

生活介護事業は、仲間の障がい実態や程度・年齢に応じて3班に分かれている。①自分で動き作業に取り組める「てくてく」、②肢体障害や重度重複障がいの「とまと」③成人であり活動的でなく室内での手指を使った軽度作業が中心の「うぐいす」がある。各班に数人程度所属しており、生活介護事業利用している仲間の人数は約20名である。

「てくてく」は、年齢は、概ね、20代から30代の青年が数人所属している。段ボール・アルミ缶回収を行ったり、近隣の農家から野菜を仕入れ、京丹後の市役所や近くのきょうされんに加盟している会社等に販売に出かけている。回収した段ボール・アルミ缶は、業者に持っていくと買い取ってくれる。段ボールや野菜の売上げなどから、少額ではあるが、仲間に給料を支払っている。

「とまと」は、肢体障害や重度重複障がいの仲間、自閉性障害の重い仲間が数人所属しており、療育活動が中心となる。食事をしたり、お風呂に入ったり、寝たきりで関節が固まってしまいうために伸ばす等の機能訓練などをしたりする。

「うぐいす」は、40代から50代の仲間が多く、室内軽作業をしている。具体的には、おりがみ折ったり、音楽を聴いたり、カラオケをしたりしている。また、農家の販売の準備作業もしており、季節の野菜を販売する下処理をする。例えば枝豆をハサミで切ったり、玉葱の皮をむいて袋に入れる。それらの農産物は、スタッフや「てくてく」が販売する事もする。

月に一回程度、近くのショッピングセンターなどに外出することもある。食品を販売した売上げは、仲間が外出した際のお菓子や代昼食代等に使用する。

3 生活自立訓練事業

生活自立訓練事業「きらり」の班は、与謝の海支援学校高等部卒業後の学習や社会体験をすう学びの場である。

高等部卒業後の18才から20才の仲間が所属している。原則2年間の有期限事業である。「きらり」の利用者は数名である。

性教育、肢体障がい者の学習、自然科学の学習などを行っている。肢体障がい者の学習では、例えば、アイマスクを使って視覚障がい者の体験、車いすにのる体験などを行う。自然科学の学習では、網野町の鳴き砂博物館に行ったり、丹後町の立岩の見学に行ったりし、自分達の住んでいる地域を知る勉強をしている。

4 日中一時支援事業

日中一時支援事業は、支援学校の放課後の児童・生徒の活動を補償する。例えば、支援学校のスクールバスの下校後支援の場がある。しかし、学校が長期休業中の春・夏・冬休みの時は、朝迎えに行き夕方まで療育活動を行っている。利用者は約10名である。

5 避難の困難性

(1) 避難先への移動の困難性

「るむ」の仲間の障がい実態は、重度重複障害、高度強度障害、自閉性障害等と多岐にわたっている。自閉性障害の拘りの強い仲間は日常生活が少し変化するとパニック障害や、自傷・他傷等の否定行動が表れたりする。強度行動障害の仲間もいて、送迎の車の中で、突然に隣の仲間の髪を引っ張ったり、周りの仲間や指導者に噛みつく仲間もいる。日常と少し違うだけでパニックを起こす。また、走行中でもシートベルトを外して車外に出ようとしたりする。自分の日常と違うと座り込んで何時間も動こうとせずに座り込んでしまう。事故の起こった時間によっても、昼間と夜間で対応が違ってくる。事業所開所時に事故が発生すれば、保護者にどこで、仲間を渡すのか等のマニュアルは全くない。

仮に、大飯原発で事故が起きた場合、安全に避難することなどできない。具体的な日々の生活を想定すると、避難はより一層困難である。日中、生活介護事業の仲間が、外出先で段ボール・アルミ缶を回収している際に、原発事故が起きた場合、スタッフだけでは一人一人の安全を確保して避難することなど不可能である。肢体障害や重度重複障がいの仲間が、食事をしたり、お風呂に入ったりしたりしている際に、原発事故が起きた場合、避難することなどできない。生活自立訓練事業の仲間が、学習を行っている際に、原発事故が起きた場合も同様である。特に、水族館や植物園などに外出し、普段とは違う環境にいる場合、仲間がパニックになるとスタッフだけでは、安全な場所に移動することはさらに困難である。

フクシマでは、避難場所やバス移動の際、強度行動障害やパニック障害のために、避難所から離れて家族と車での避難生活になり、困難を極めた事などの報告が沢山あった。

(2) 避難先での問題

避難場所での生活は、体育館などの広い大きな施設の可能性が高く、多くの人たちが集まり、ダンボール一枚だけで仕切られているために大きな声や雑音・騒音がする。それが屋内では反響しパニックになり、奇声を発

したりすることは火を見るより明らかである。

彼らとその家族にとっては耐えられないものとなることが当初から予想されるが、計画にはそのような配慮やノウハウは全くなく、具体的な対応がなされようとしていない。

しかし、避難場所を健常の人たちと違う場所にする。別の部屋を準備する等の具体的な対応が絶対に必要になります。計画段階で、行政が障害者施設の職員や保護者に実態を丁寧に聞き取り、要望をまとめて避難場所や計画を作成しなければならないが、それは全く行われていない。障害者団体の要望には上がっているが、具体化されていない。その上で、フクシマ原発事故の放射能汚染の障害者の避難や、その後の生活についての貴重な教訓が細部に渡って生かす必要がある。

(3) 重度肢体障害の仲間

電動車椅子などを利用する重度肢体障害の仲間も通所しており、その避難方法や避難先の生活については行政は考える段階に至っていない。彼らは移動は勿論、食事や排泄も全介助であるため、健常の人たちとの避難所の併用利用は絶対にできない。

6 避難計画の問題点

京丹後市防災会議は、令和4年3月、京丹後市地域防災計画原子力災害対策編を作成した（甲612号証）。同計画では、「一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所の指定に努めるものとする」（20頁）の記載があるが、具体的に障がい者の障がいの程度を踏まえた避難場所の指定は無い。京都北部の自治体行政で障害者の避難場所の指定があるものの、健常者と同じ避難施設となっている。まさに障がい者本人と家族、そして通所事業所やその職員に自己責任を押しつけるものとなっている。同避難計画では、「3 避難行動要支援者に関する措置」（22頁）「4 要配慮者の避難誘導・搬送体制等の整備」（22頁）などの記載は、あるが、具体性は一切無い。京丹後市防災会議は、令和4年3月、京丹後市地域防災計画原子力災害対策編を何度も改訂しているが、避難については、全く具体性が無いままである。

避難計画について、障がい者福祉施設や障害児者の親の会、視覚・聴覚障害者等で構成する「京都北部障害者団体連絡会」「京丹後障害者団体連絡会」が、その具体化についての行政への申し入れを毎年行っている。

しかしコロナ禍の今、避難場所の体育館などの収容人数、バス避難の場合の人数制限やその方法などの見直しや検討について、現在では具体的な提示がなされていない。

これは、回答しないのでは無く、一人一人の障がい実態が異なるため、一人一人に応じた具体的な避難計画の作成など出来ないのである。

国の責任で原発を再稼働させるのですから、国と電力会社はその責任を負い、自治体に丸投げするので無く、実効性のある具体的な対策を講じるべきであが、「ろむ」の仲間一人一人の障がいの実態を考えると、実効性のある具体的な対策を講じるなど不可能です。

第3. まとめ

以上のおりであり、根本的な解決のためには、原発自体を廃炉にするしかない。

以上